

## 京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱に基づき、本市が予算の範囲内で実施する重点対策加速化事業（自家消費型太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの脱炭素の基盤となる重点対策として実施される事業をいう。）における京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 補助金は、第3条第1項及び第2項に規定する者が第4条第1項に規定する設備（以下「補助対象設備」という。）を設置する場合に、その経費の一部を補助することにより、本市における2030年度温室効果ガス排出削減目標の達成、ひいては2050年二酸化炭素排出量正味ゼロの実現に貢献することを目的として交付する。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 京都市内に新增築する延べ床面積10m<sup>2</sup>以上の建築物（延べ床面積300m<sup>2</sup>未満の戸建て住宅を除く）において、太陽光発電設備を、別表第1に定める基準量に1kW以上上乘せして設置する民間事業者又は個人。ただし、令和4年7月15日以降に補助対象設備の設置工事の請負契約を締結した場合に限る。
- (2) 京都市内の延べ床面積10m<sup>2</sup>以上の既存建築物（延べ床面積300m<sup>2</sup>未満の戸建て住宅を除く）において、太陽光発電設備を、別表第1に定める基準量に1kW以上上乘せして設置する民間事業者又は個人。ただし、令和6年4月15日以降に補助対象設備の設置工事の請負契約を締結した場合に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 租税公課を滞納している者
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者

### (補助対象とする設備の要件及び経費)

第4条 補助対象とする設備の要件及び経費は、別表第2に定めるとおりとする。

2 本要綱に基づく補助金以外の補助金の交付を受けようとする場合又は受けた場合の補助金の額は、補助対象経費から本要綱に基づく補助金以外の補助金の額を除いた額を上

限とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、本要綱に基づく補助金以外の、法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て同一の補助対象設備を設置しようとする場合又は設置した場合は、本要綱に基づく補助金の対象外とする。

(交付の申請)

第5条 条例第9条の規定による交付の申請は、京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に別表第3に掲げる書類を添えて提出(電子情報処理組織を使用する方法による提出を含む。以下同じ。)することにより行うものとする。

- 2 交付申請書及びその添付書類は、交付申請年度ごとに市長が定める受付期間内に提出しなければならない。
- 3 補助対象設備の設置は、第8条第4項の規定による交付決定通知の後に、着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定通知前に事業を実施しようとする場合において、交付申請時に京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金事前着手届(第2号様式。以下「事前着手届」という。)を市長に提出したとき又は第9条第2項に定める事業開始承認通知を受けたときは、この限りでない。
- 4 市長は、第2項の受付期間を定めた場合は、速やかにその期間を公表するものとする。
- 5 第2項に基づき定める受付期間にかかわらず、交付申請年度に提出された交付申請の申請総額が当該年度の予算の上限額に達した時点で、受付を終了するものとする。

(標準処理期間)

第6条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。ただし、申請額の総額が予算を超えた場合及び申請に不備がある場合その他特段の事情がある場合はこの限りでない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、交付申請書を提出した時点の補助金予算残額(交付申請年度の予算の上限額から、当該年度にすでに提出された交付申請の申請総額を減じた額をいう。以下同じ。)を超えないものとする。

なお、複数の交付申請書が同時に提出された場合で、それらの交付申請額の合計額がその時点での補助金予算残額を超える場合は、補助金予算残額に申請額の比率(各交付申請額をそれらの交付申請額の合計で除した率)を乗じて得た額を超えないものとする。

(交付の決定)

- 第8条 市長は、交付申請書の提出を受けたときは、条例第10条第1項に基づく調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付及び交付予定額を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の調査により、補助金の交付対象として不相当と認めるときは、補助金の不交付を決定するものとする。
  - 3 市長は、必要があると認めるときは、第1項に係る決定に関し、申請者に条件を付すことができる。
  - 4 市長は、補助金の交付を決定したときは、京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、補助金の交付及び交付予定額を申請者に通知する。
  - 5 市長は、一部又は全部の補助金の不交付を決定したときは、京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、不交付したこと及びその理由を申請者に通知する。

(事業開始の承認申請)

- 第9条 新增築する建築物において、補助対象設備の設置が複数年度（2箇年）にわたり実施される場合で、翌年度に交付申請を予定するときは、京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金事業開始承認申請書（第5号様式。以下「事業開始承認申請書」という。）に別表第3に掲げる書類を添えて、初年度の市長が定める受付期間内に提出しなければならない。
- 2 市長は、事業開始承認申請書の提出を受け、事業開始について承認することを決定したときは、京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金事業開始承認通知書（第6号様式。以下「事業開始承認通知書」という。）により、事業開始の承認について、申請者に通知する。
  - 3 市長は、事業開始承認申請書の提出を受け、事業開始について承認しないことを決定したときは、京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金事業開始不承認通知書（第7号様式。以下「事業開始不承認通知書」という。）により、事業開始の不承認及びその理由について、申請者に通知する。
  - 4 補助対象設備の設置は、第2項の規定による事業開始承認通知の後に、着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、事業開始承認通知前に事業を実施しようとする場合において、事前着手届を市長に提出したときは、この限りでない。
  - 5 事業開始承認通知を受けた者が、通知を受けた翌年度中に交付申請を行わない場合は、対象事業を廃止したものとみなす。

(申請の取下げ)

第10条 条例第13条第1項の規定による申請の取下げは、京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付申請取下書(第8号様式。以下「申請取下書」という。)を提出することにより行うものとする。

2 申請の取下げを行うことができる期間は、第8条第4項による通知を受けた日の翌日から起算して20日を経過した日までとする。

(申請内容の変更・廃止の申請)

第11条 第8条第4項に規定する通知を受けた者(以下「交付決定対象者」という。)は、申請内容の変更をしようとするときは、京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金変更承認申請書(第9号様式。以下「変更申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて速やかに提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 申請内容の変更に係る資料

(2) その他市長が必要と認める資料

2 市長は、申請内容の変更について承認することを決定したときは、京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金変更承認通知書(第10号様式)により、変更の承認を交付決定対象者に通知する。

3 市長は、申請内容の変更について承認しないことを決定したときは、京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金変更不承認通知書(第11号様式)により、変更の不承認及びその理由を交付決定対象者に通知する。

4 交付決定対象者は、申請内容を廃止しようとするときは、京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金廃止承認申請書(第12号様式。以下「廃止申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて速やかに提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 申請内容の廃止に係る資料

(2) その他市長が必要と認める資料

5 市長は、申請内容の廃止について承認することを決定したときは、京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金廃止承認通知書(第13号様式)により、廃止の承認を交付決定対象者に通知する。

6 市長は、補助金の交付を決定した場合において、条例第14条第2項に規定する事情の変更により特別の必要が生じたときは、条例第14条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消し、又は交付予定額を変更することができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第12条 市長は、前条第6項の規定による決定の取消し等をしたときは、京都市建築物

の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付決定取消・変更通知書（第14号様式。以下「取消・変更通知書」という。）により、交付決定対象者に通知する。

（実績報告書の提出）

第13条 条例第18条第1項の規定による実績報告は、京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金実績報告書（第15号様式。以下「実績報告書」という。）を提出することにより行うものとする。

- 2 交付決定対象者は、補助対象設備の設置の後、当該補助対象事業の実績を記載した実績報告書に、別表第4に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、市長が申請内容の廃止を承認している補助対象事業については、この限りでない。
- 3 実績報告書は、当該工事が完了した日から起算して60日以内又は当該工事が完了した年度の2月末日のいずれか早い日までに、提出するものとする。ただし、当該工事が完了した日が当該工事が完了した年度の3月1日から3月15日の場合は、当該工事が完了した年度の3月15日までに提出するものとする。
- 4 交付決定対象者は、やむを得ない理由によって、前項に定める期限（以下「提出期限」という。）までに実績報告書を提出することができない見込みとなり、提出期限の延長を希望する場合は、交付申請年度の12月末日までに、第11条第1項の規定による申請内容の変更の申請を行わなければならない。この場合において、市長は、理由及び予算の執行状況を勘案し、適当と認められた場合に限り、申請内容の変更について承認することができるものとする。申請内容の変更について承認することを決定した場合には、交付申請年度の翌年度の2月末日を実績報告書の提出期限とする。

（交付額の決定等）

第14条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、条例第19条に基づく調査を行い、適合すると認めるときは、当該交付決定対象者の交付予定額の範囲内で補助金の交付額を決定し、京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付額決定通知書（第16号様式）により、交付決定対象者に通知する。

（補助金の交付）

第15条 前条に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から14日以内に京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付請求書（第17号様式）により、補助金の交付を請求するものとする。

- 2 前項に規定する期間以内に請求がなされない場合は、補助金を交付しないことがある。
- 3 市長は、第1項の規定による適正な請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第16条 市長は、交付決定対象者が条例第22条第1項各号に定める事由のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

2 前項の規定による決定の取消し等をしたときは、取消・変更通知書により、交付決定対象者に通知する。

(手続の委任)

第17条 申請者は、第5条第1項に規定する交付申請書、第9条第1項に規定する事業開始承認申請書、第5条第3項及び第9条第4項に規定する事前着手届、第10条第1項に規定する申請取下書、第11条第1項に規定する変更申請書、同条第4項に規定する廃止申請書並びに第13条第1項に規定する実績報告書の作成及び提出を委任することができる。

(財産の管理等)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業により取得し、または効用の増加した財産について、管理するための台帳を備え、条例第31条第1項ただし書に規定する市長の定める期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならない。

2 前項に規定する市長の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

(財産処分の制限)

第19条 補助を受けて設置した設備は、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）てはならない。ただし、前条第2項に規定する市長の定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金に係る財産処分承認申請書（第18号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。また、その他の財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）の例によるものとする。

3 市長は、前項の規定による申請を承認することを認めるときは、京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金に係る財産処分承認通知書（第19号様式）に

より、次条に規定する補助金返還額を通知するものとする。ただし、市長が自然災害等の状況等を勘案して認める場合は、補助金の返還を求めないものとする。

- 4 市長は、期限を定めて、前項で通知した補助金の返還を命じるものとする。
- 5 前項の納付期限は、納付命令のなされた日から20日以内とする。
- 6 財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、前項に定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

#### （補助金返還額）

第20条 補助金返還額は、補助対象経費に次項に規定する減価償却費を減じて得た額に、補助金交付額が補助対象経費に占める割合を乗じて得た額とする。

- 2 減価償却費は、補助対象経費に第18条第2項の省令別表第8に規定する定額法の償却率（以下「償却率」という。）及び次項に規定する償却年数を乗じて得た額とする。
- 3 償却年数は、設置日から財産処分実施日までに経過した月数を12で除して算定（少数点以下3位を切り捨てる。）した数とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

#### （補助金の経理等）

第21条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費についての支出を明らかにした書類その他の証拠書類を整備し、第18条第1項に規定する期間が経過するまでの間、保管しなければならない。

#### （自家消費割合の実績報告）

第22条 補助金の交付を受けた者は、事業の完了の日の属する年度の翌々年度の7月31日までに、自家消費割合実績報告書（第20号様式）を提出しなければならない。

#### （状況報告、検査等）

第23条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付に関し、次の各号に掲げる必要な事項について、報告を求め、検査し又は指示することがある。その場合、補助金の交付を受けた者は、遅滞なく対応するものとする。

- (1) 補助対象事業の遂行状況や経理状況
- (2) 補助対象設備の設置写真等
- (3) 補助対象設備導入に係るアンケート
- (4) 補助対象設備の発電量及び自家消費量の実績等
- (5) その他市長が必要と認める事項

(補則)

第24条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、環境政策局地球環境・エネルギー担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から実施し、令和4年5月30日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月12日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月6日から適用する。



別表第1（第3条関係）

建築物の規模に応じて、補助対象設備（太陽光発電設備）の設置基準量を以下のとおり定める。

建築物の規模	基準量
延べ床面積10m <sup>2</sup> 以上300m <sup>2</sup> 未満（戸建て住宅を除く）	3万MJ
延べ床面積300m <sup>2</sup> 以上2,000m <sup>2</sup> 未満	
延べ床面積2,000m <sup>2</sup> 以上	30 MJ×延べ床面積（m <sup>2</sup> ） ただし、上限45万MJ

別表第2（第4条関係）

1 補助対象設備の要件

(1) 共通

- ア エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- イ 各種法令等に遵守した設備であること。
- ウ 補助対象設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、対象外とする。
- エ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- オ 補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 太陽光発電設備（自家消費型）

事業実施主体	第3条第1項に掲げる要件を満たす民間事業者（PPA（エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再生可能エネルギー発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態。以下同じ。）・リース等を含む。以下同じ。）又は個人とする。
補助率	太陽光発電設備 5万円/kW 1kW以上の上乗せ設置を補助対象（基準量分も含む）とし、設備を上乗せ設置する費用を補助上限とする。 1件当たりの補助上限900万円
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。</li> <li>b 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</li> <li>c 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</li> <li>d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の(a)～(1)をすべて遵守していることを確認すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</li> <li>(b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</li> <li>(c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。</li> </ul> </li> </ul>

- (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
- (e) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
- (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (j) 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- (k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (l) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
- e PPAの場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）を交付申請者とした上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が京都府内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の4/5 とすることができる。）。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- f リース契約の場合、リース事業者（需要家に対してリースにより電気を供給する事業者。以下同じ。）を交付申請者とした上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
- g 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消

	費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%、家庭用：30%）以上とすること。
--	--

(3) 蓄電池

事業実施主体	(2)の付帯設備として設置する民間事業者又は個人
補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者設置（PPA・リース等により個人の施設等に導入される場合を除く。）：蓄電池の価格（円/kWh）の1/3（ただし、下記価格（※）の1/3を上限とする。）</li> <li>・ 個人設置（PPA・リース等により個人の施設等に導入される場合を含む。）：蓄電池の価格（円/kWh）の1/3（ただし、下記価格（※）の1/3を上限とする。）</li> </ul> <p>※ 家庭用（4,800Ah・セル未満）：15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）（1/3 5.1万円/kWh）          業務用（4,800Ah・セル以上）：19.0万円/kWh（工事費込み・税抜き）（1/3 6.3万円/kWh）          1件当たりの補助上限100万円          ただし、災害時に地域へ電力を提供する場合は、補助上限200万円</p>
補助要件	<p>a (2)で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。</p> <p>b 原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>c 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>d 補助率に定める価格以下の蓄電システムであること。</p> <p>e PPAの場合、PPA事業者を交付申請者とした上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が京都府内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の4/5とすることができる。）。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>f リース契約の場合、リース事業者を交付申請者とした上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p><b>【業務用蓄電池（4800Ah・セル以上）：gを満たすこと】</b></p> <p>g 京都市火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。</p> <p><b>【家庭用蓄電池（4800Ah・セル未満）：h～mの全てを満たすこと】</b></p> <p>h 蓄電池パッケージ</p> <p>(a) 蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うもの</p>

であること。

※ 初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

i 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

- j 蓄電池部安全基準
- (a) リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。  
※ 平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。
- (b) リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。
- k 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）
- (a) 蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JISC4412-2」に準拠したものであること。  
※ 「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。  
※ 平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。
- 1 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）
- (a) 蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。  
※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。
- m 保証期間
- (a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。  
※ 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。  
※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。  
※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。  
※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。  
※ JEM規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。

## 2 補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
(間接工事費)		共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をい

			う。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。



別表第3（第5条関係）

- (1) 別に定める交付申請書類に係るチェックリスト
- (2) 申請書が個人の場合は住民票又はこれに代わるもの、民間事業者の場合は、現在事項若しくは履歴事項証明書（発行日から3か月以内のもの）又はこれに代わるもの
- (3) 補助対象設備を設置する建築物の用途別床面積及び所有者が分かる書類（京都市又は京都市指定確認検査機関からの確認を受けた建築確認申請書又は設置場所の建築物の登記事項証明書等）
- (4) 補助対象経費が把握できる見積書又はこれに代わるもの
- (5) 補助対象設備に係る仕様書又はカタログ
- (6) 家庭用蓄電池の場合、蓄電池のパッケージ型番が、国が実施する補助事業における補助対象システムとして、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）に登録されていることが分かる書類
- (8) 補助対象設備の設置場所の付近見取図（設置場所所在地が容易に特定できるもの）及び補助対象設備の設置図（平面図等。補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。）又はこれに代わるもの
- (9) 予定工程表（補助対象設備の工事期間が判別できること。また、新增築する建築物において、工事が複数年度にわたる場合は、年度ごとの実施内容が確認できること。）又はこれに代わるもの
- (10) 再生可能エネルギー算出表（設置予定の太陽電池モジュールの定格容量が別表第1に定める基準量を満たしていることが判別できること。）又はこれに代わるもの
- (11) 申請者、対象設備使用者及び設置場所所有者が同一でない場合は、京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金に係る設置施設に関する同意書（第1号様式別紙）
- (12) 京都市暴力団排除条例に基づく誓約書
- (13) その他市長が必要と認める書類
- (14) PPA 又はリースの場合、サービス料金又はリース料金から補助金額相当分又はその一部が控除されることがわかる書類

別表第4（第13条関係）

補助対象設備	添付書類
補助対象設備共通	(1) 別に定める実績報告書類に係るチェックリスト (2) 契約書等の写し (3) 補助対象事業に係る支出を証する書類の写し。 (4) 補助対象事業に係る経費の内訳がわかる書類（例：工事内訳書、見積書等） (5) 設置した補助対象設備の容量がわかる書類の写し（例：メーカーが発行する保証書、納品書又は出荷証明書等） (6) 補助対象設備の設置場所又は設置位置が交付申請時から変更となった場合、実際の設置図（平面図等） (7) 景観手続が必要な場合、手続したことがわかる書類（認定証の写し、行為届副本の表紙の写し、許可通知書の写し又は許可申請書副本の表紙の写し等） (8) PPA 又はリースの場合、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類 (9) その他市長が必要と認める書類
太陽光発電設備	補助対象設備の次の部分について、設置後の写真 ア 全ての太陽電池モジュール イ パワーコンディショナ 別表第4 補助対象設備共通(5)で提出する書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること
蓄電池	(1) 補助対象設備の次の部分について、設置後の写真 ア 蓄電池本体 イ パワーコンディショナ ウ 蓄電システム付帯のDC/DCコンバータ 別表第4 補助対象設備共通(5)で提出する書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること (2) 災害時に地域で電力を提供する場合、地域との連携協定に関する資料もしくはそれを証する書類（写し）

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
所在地・住所 〒 -	申請者 (法人の場合) 名称・代表者の職名・氏名 (個人の場合) 氏名

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により補助金の交付を申請します。

1 補助対象設備の設置場所所在地（施設等名称）及び設置場所所有者名

設置場所所在地（施設等名称）	設置場所所有者名
〒 - 京都府京都市	

2 設置予定の補助対象設備の内容（小数点以下第1位まで記入（第2位以下切捨て））

(1) 太陽光発電設備

市が求める基準量を満たす太陽電池モジュールの定格容量	kW	…①
(既存建築物の場合) 現在設置済みの太陽電池モジュールの定格容量	kW	…②
設置予定の太陽電池モジュールの定格容量	kW	…③

(2) 蓄電池

用途	家庭用 ・ 業務用 (※家庭用：4800Ah・セル未満、業務用：4800Ah・セル以上)
蓄電容量	kWh …④

3 設置予定の補助対象設備に掛かる費用（消費税及び地方消費税相当額除く）

太陽光発電設備	円 …⑤
蓄電池	円 …⑥

4 他補助金の受入状況（ない場合は空白）

補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けることが決定している又は受けた場合（ない場合は空白で構いません）

(1) 太陽光発電設備

	補助金等の名称 (複数ある場合は全て)	
ア	他補助金額	円 …⑦
イ	⑤－⑦	0 円 …⑧

(2) 蓄電池

	補助金等の名称 (複数ある場合は全て)		
ア	他補助金額	円	…①
イ	⑥－①	0 円	…②

5 交付申請額（千円未満切捨て）

(1) 太陽光発電設備

ア	補助率：③×5万円	0 円	…③
イ	上乗せ分の設置費用：(⑤÷③)×(③+④-①)	0 円	…④
ウ	申請額(③、③、④、900万円のいずれか少ない額)	0 円	…⑤

(2) 蓄電池

ア	補助率 ⑥×1／3（千円以下切捨て）	0 円	…⑥
イ	申請額（②、⑥のいずれか少ない額）	0 円	…⑦

(3) 合計

申請額（⑤+⑦）	0 円
----------	-----

6 建築物の概要

用途別の床面積	家庭用	m <sup>2</sup>
	業務用	m <sup>2</sup>

7 補助事業により導入する再生可能エネルギーの用途等

京都市内において、2のとおり自家消費型再生可能エネルギー発電設備等を導入し、発電した電力については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定に係る発電に用いることなく、設置場所における消費電力の一部（業務用：50%以上、家庭用：30%以上）として使用します。

(自家消費の見込)

年間の想定発電量 (kWh)	kWh
年間の想定自家消費量 (kWh)	kWh

また、再生可能エネルギー発電設備等の普及促進を図るために本市が実施する広報活動などの取組に協力します。

8 補助対象設備の工事請負契約締結、工事着手及び完了の予定日

工事請負契約締結日(※)	令和	年	月	日
工事着工予定日	令和	年	月	日
工事完了予定日	令和	年	月	日
支払完了予定日	令和	年	月	日

(※)契約未締結の場合は、契約締結予定日を記入

9 景観手続の有無

- 規制区域内であり必要
- 規制区域内だが不要
- 規制区域外であり不要

## 10 委任状

私は、要綱第17条に規定する交付申請手続の代行について、下記の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。

会社名	
担当者氏名	
所在地	
電話番号	
メールアドレス	
営業日	

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

## 11 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 市税その他の租税を滞納していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 導入設備を、法令、条例等に適合して設置すること。
- (4) FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。
- (5) 補助対象設備の使用状況について、京都市から実績報告の要請があった場合には、発電実績等を提出すること。
- (6) この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てないこと。

## 12 申請者等の情報

### (1) 申請者の情報

※ 申請者が個人の場合は、電話番号とメールアドレスのみ記載してください。

※ 申請者が団体の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「メールアドレス」を2名記載してください。

担 当 部 署	部署名・役職名	
	氏名	
	メールアドレス	
	部署名・役職名	
	氏名	
	メールアドレス	
	住所	
電話番号		

(2) 補助対象設備使用者の情報

※ 申請者がPPA事業者又はリース事業者の場合で、補助対象設備の使用者が異なる場合は、補助対象設備使用者の情報を記載してください。

※ 補助対象設備使用者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		
代表者	職名	
	氏名	
担当部署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	

(3) 設置場所所有者の情報

※ 設置場所所有者が、申請者・補助対象設備使用者とも異なる場合は、設置場所所有者の情報を記載してください。

※ 設置場所所有者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		
代表者	職名	
	氏名	
担当部署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	所在地	
	電話番号	
	メールアドレス	

第1号様式別紙

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金共同申請同意書

年 月 日

(宛先) 京都市長

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。

区分	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名
申請者 （PPA事業者又はリース事業者）	
補助対象設備使用者 （電力販売又はリースで設置する設備の使用者）	
設置場所所有者 （申請者及び対象設備使用者と異なる場合）	

【同意事項】

- 1 交付決定の結果については、申請者に通知します。
- 2 補助金は申請者に交付されますが、申請者が対象設備使用者から領収する電力販売における電力使用料又はリース料の算定に当たり、同使用料から補助金相当額分を減額することを要します。
- 3 申請者及び対象設備使用者が、補助金交付後取得財産を処分しようとするときは、申請者はあらかじめ市長の承認を得る必要があります。また、市長の承認を得て処分した場合、申請者に対して、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金事前着手届

(宛先) 京都市長	年 月 日
所在地・住所 〒 -	申請者 (法人の場合)名称・代表者の職名・氏名 (個人の場合)氏名

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付要綱第5条第3項及び第9条第4項の規定により、標記の補助事業について、交付決定又は事業開始承認通知前に着手しますので届け出ます。

なお、本件について交付決定又は事業開始承認通知がなされなかった場合、又は交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

- 1 補助対象設備  太陽光発電設備  
 蓄電池

2 着手予定年月日 令和 年 月 日

3 事業着手の理由

4 委任状

私は、要綱第17条に規定する交付申請手続の代行について、下記の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。

会社名	
担当者氏名	
所在地	
電話番号	
メールアドレス	
営業日	

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

以上



様

京 都 市 長  
(地球温暖化対策室 075-222-4555)

### 京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金交付決定通知書

京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、令和 年 月 日付で交付申請のありました、京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、同要綱第8条第4項の規定に基づき通知します。

#### 記

- 1 補助対象設備  太陽光発電設備  
 蓄電池
- 2 補助金交付予定額  太陽光発電設備 円  
 蓄電池 円
- 3 交付の条件
- (1) 補助対象設備の設置に法令に基づく手続が必要な場合は、必要な手続を実施すること。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出ること。  
ア 補助金交付申請の内容を変更しようとするとき。  
イ 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。
- (3) 当該補助事業の実施実績を、同要綱第13条第3項に定める期日までに、実績報告書（第15号様式）により市長に届け出ること。
- (4) 市長は、本通知を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。  
ア 京都市補助金等の交付等に関する条例第22条第1項各号に定める事由のいずれかに該当するとき。  
イ 同条例及び同要綱に定める規定に違反したとき又は期日までに実績報告の届出がなかったとき。
- (5) 導入設備を法令、条例等に適合して設置すること。  
(例：再エネ特措法、電気事業法、京都市火災予防条例、景観に関する各種法令及び条例)

#### 4 申請の取下げ

当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日の翌日から起算して20日以内に申請の取下げをすることができます。

本通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

京都市指令第 号  
年 月 日

様

京 都 市 長  
(地球温暖化対策室 075-222-4555)

### 京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金不交付決定通知書

京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、令和 年 月 日付けで交付申請のありました、京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金について、下記のとおり交付しないことを決定しましたので、同要綱第8条第5項の規定に基づき通知します。

#### 記

- 1 不交付とした設備  太陽光発電設備  
 蓄電池
- 2 不交付とした補助金額  太陽光発電設備 円  
 蓄電池 円
- 3 不交付の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

本通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金事業開始承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
所在地・住所 〒 -	申請者 (法人の場合) 名称・代表者の職名・氏名 (個人の場合) 氏名

京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により事業開始の承認申請を行います。

1 補助対象設備の設置場所所在地（施設等名称）及び設置場所所有者名

設置場所所在地（施設等名称）	設置場所所有者名
〒 - 京都府京都市	

2 設置予定の補助対象設備の内容（小数点以下第1位まで記入（第2位以下切捨て））

(1) 太陽光発電設備

市が求める基準量を満たす太陽電池モジュールの定格容量	kW	…①
(既存建築物の場合) 現在設置済みの太陽電池モジュールの定格容量	kW	…②
設置予定の太陽電池モジュールの定格容量	kW	…③

(2) 蓄電池

用途	家庭用 ・ 業務用 (※家庭用：4800Ah・セル未満、業務用：4800Ah・セル以上)
蓄電容量	kWh …④

3 設置する対象設備に掛かる費用（消費税及び地方消費税相当額除く）

太陽光発電設備	円 …⑤
蓄電池	円 …⑥

4 他補助金の申請状況（ない場合は空白）

補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けることが決定している又は申請した場合（ない場合は空白で構いません）

(1) 太陽光発電設備

	補助金等の名称 (複数ある場合は全て)	
ア	他補助金額	円 …⑦
イ	⑤－⑦	0 円 …⑧

(2) 蓄電池

	補助金等の名称 (複数ある場合は全て)		
ア	他補助金額	円	…①
イ	⑥－①	0 円	…②

5 交付申請額（千円未満切捨て）

(1) 太陽光発電設備（※1）

ア	補助率：③×5万円	0 円	…③
イ	上乗せ分の設置費用：(⑤÷③)×(③+④-③)	0 円	…④
ウ	申請額(③、③、④、900万円のいずれか少ない額)	0 円	…⑤

(2) 蓄電池（※2）

ア	補助率：⑥×1/3（千円未満切捨て）	0 円	…⑥
イ	申請額（②、⑥のいずれか少ない額）	0 円	…⑦

(3) 合計

申請額（⑤+⑦）	0 円
----------	-----

6 建築物の概要

用途別の床面積	家庭用	m <sup>2</sup>
	業務用	m <sup>2</sup>

7 補助事業により導入する再生可能エネルギーの用途等

京都市内において、2のとおり自家消費型再生可能エネルギー発電設備等を導入し、発電した電力については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定に係る発電に用いることなく、設置場所における消費電力の一部（業務用：50%以上、家庭用：30%以上）として使用します。

(自家消費の見込)

年間の想定発電量 (kWh)	kWh
年間の想定自家消費量 (kWh)	kWh

また、再生可能エネルギー発電設備等の普及促進を図るために本市が実施する広報活動などの取組に協力します。

8 補助対象設備の工事請負契約締結、工事着手及び完了の予定日

工事請負契約締結日(※)	令和	年	月	日
工事着工予定日	令和	年	月	日
工事完了予定日	令和	年	月	日
支払完了予定日	令和	年	月	日

(※)契約未締結の場合は、契約締結予定日を記入

9 景観手続の有無

- 規制区域内であり必要
- 規制区域内だが不要
- 規制区域外であり不要

## 10 委任状

私は、要綱第17条に規定する交付申請手続の代行について、下記の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。

会社名	
担当者氏名	
所在地	
電話番号	
メールアドレス	
営業日	

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

## 11 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 市税その他の租税を滞納していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 導入設備を、法令、条例等に適合して設置すること。
- (4) FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。
- (5) 補助対象設備の使用状況について、京都市から実績報告の要請があった場合には、発電実績等を提出すること。
- (6) 本申請を以て翌年度以降の交付決定を保証するものではなく、翌年度の交付申請において、交付決定がなされなかった場合でも異議を申し立てないこと。
- (7) この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てないこと。

## 12 申請者等の情報

### (1) 申請者の情報

※ 申請者が個人の場合は、電話番号とメールアドレスのみ記載してください。

※ 申請者が団体の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「メールアドレス」を2名記載してください。

担 当 部 署	部署名・役職名	
	氏名	
	メールアドレス	
	部署名・役職名	
	氏名	
	メールアドレス	
	住所	
	電話番号	

(2) 補助対象設備使用者の情報

※ 申請者がPPA事業者又はリース事業者の場合で、補助対象設備の使用者が異なる場合は、補助対象設備使用者の情報を記載してください。

※ 補助対象設備使用者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		
代表者	職名	
	氏名	
担当部署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	

(3) 設置場所所有者の情報

※ 設置場所所有者が、申請者・補助対象設備使用者とも異なる場合は、設置場所所有者の情報を記載してください。

※ 設置場所所有者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		
代表者	職名	
	氏名	
担当部署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	所在地	
	電話番号	
	メールアドレス	

京都市指令第 号  
年 月 日

様

京 都 市 長  
(地球温暖化対策室 075-222-4555)

### 京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金事業開始承認通知書

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、令和 年 月 日付けで事業開始承認申請のありました、京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金について、事業の開始を承認することを決定しましたので、同要綱第9条第2項の規定に基づき通知します。

- 1 補助対象設備  太陽光発電設備  
 蓄電池

#### 2 翌年度補助事業開始の条件

- (1) 翌年度における補助事業を開始することが出来る日は、翌年度4月1日から、補助事業者が翌年度における補助事業に係る交付決定を受ける日の前日までの間とする。
- (2) この通知書を以て翌年度以降の交付決定を保証するものではなく、翌年度改めて交付申請をする必要があります。

本通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

京都市指令第 号  
年 月 日

様

京 都 市 長  
(地球温暖化対策室 075-222-4555)

### 京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金事業開始不承認通知書

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、令和 年 月 日付けで事業開始承認申請のありました、京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金について、事業の開始を承認しないことを決定しましたので、同要綱第9条第3項の規定に基づき通知します。

- 1 不承認とした設備  太陽光発電設備  
 蓄電池

#### 2 不承認の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

本通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。



京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付申請取下書

(宛先) 京都市長	年 月 日
所在地・住所 〒 -	申請者 (法人の場合)名称・代表者の職名・氏名 (個人の場合)氏名

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり令和 年 月 日付けで京都市指令第 号にて交付決定通知を受けた令和 年 月 日付けの交付申請を取り下げます。

記

- 1 補助対象設備  太陽光発電設備  
 蓄電池
- 2 交付申請額もしくは補助金交付予定額  
 太陽光発電設備 円  
 蓄電池 円
- 3 取下理由

4 委任状

私は、要綱第17条に規定する交付申請手続の代行について、下記の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。

会社名	
担当者氏名	
所在地	
電話番号	
メールアドレス	
営業日	

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

以上

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金変更承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
所在地・住所 〒 -	申請者 (法人の場合)名称・代表者の職名・氏名 (個人の場合)氏名

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、令和 年 月 日付けで京都市指令第 号にて交付決定通知を受けた令和 年 月 日付けの交付申請内容の変更について、下記のとおり承認申請を行います。

記

- 1 補助対象設備  太陽光発電設備  
 蓄電池

- 2 補助金交付予定額  太陽光発電設備 円  
 蓄電池 円

3 変更の内容

変更前	変更後

4 変更の理由

5 変更後の設置予定の補助対象設備の内容(小数点以下第1位まで記入(第2位以下切捨て))

(1) 太陽光発電設備

市が求める基準量を満たす太陽電池モジュールの定格容量		kW	…④
(既存建築物の場合) 現在設置済みの太陽電池モジュールの定格容量		kW	…⑤
設置予定の太陽電池モジュールの定格容量		kW	…⑥

(2) 蓄電池

用途	家庭用 ・ 業務用 (※家庭用：4800Ah・セル未満、業務用：4800Ah・セル以上)		
蓄電容量		kWh	…⑦

6 設置する対象設備に掛かる費用(消費税及び地方消費税相当額除く)

太陽光発電設備		円	…⑧
蓄電池		円	…⑨

7 他補助金の申請状況(ない場合は空白)

補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けることが決定している又は申請した場合(ない場合は空白で構いません)

(1) 太陽光発電設備

	補助金等の名称 (複数ある場合は全て)		
ア	他補助金額	円	…⑩
イ	⑧－⑩	0	円 …⑪

(2) 蓄電池

	補助金等の名称 (複数ある場合は全て)		
ア	他補助金額	円	…⑫
イ	⑨－⑫	0	円 …⑬

8 変更後の交付申請額(千円未満切捨て)

(1) 太陽光発電設備(※1)

ア	⑥×5万円	0	円 …⑭
イ	(⑧÷⑥)×(⑥+⑤-④)	0	円 …⑮
ウ	⑪、⑭、⑮、900万円のいずれか少ない額	0	円 …⑯

(2) 蓄電池(※2)

ア	⑦×1/3(千円未満切捨て)	0	円 …⑰
イ	⑬、⑰のいずれか少ない額	0	円 …⑱

(3) 合計

	⑯+⑱	0	円
--	-----	---	---

9 建築物の概要

用途別の床面積	家庭用	m <sup>2</sup>
	業務用	m <sup>2</sup>

## 10 補助事業により導入する再生可能エネルギーの用途等

京都市内において、2のとおり自家消費型再生可能エネルギー発電設備等を導入し、発電した電力については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定に係る発電に用いることなく、設置場所における消費電力の一部（業務用：50%以上、家庭用：30%以上）として使用します。

（自家消費の見込）

年間の想定発電量 (kWh)	kWh
年間の想定自家消費量 (kWh)	kWh

また、再生可能エネルギー発電設備等の普及促進を図るために本市が実施する広報活動などの取組に協力します。

## 11 補助対象設備の工事着手及び完了の予定日

工事着工予定日           年    月    日  
工事完了予定日           年    月    日  
支払完了予定日           年    月    日

## 12 景観手続の有無

- 規制区域内であり必要
- 規制区域内だが不要
- 規制区域外であり不要

## 13 委任状

私は、要綱第17条に規定する変更承認申請手続の代行について、下記の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。

会社名	
担当者氏名	
所在地	
電話番号	
メールアドレス	
営業日	

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

## 1.4 申請者等の情報

### (1) 申請者の情報

- ※ 申請者が個人の場合は、電話番号とメールアドレスのみ記載してください。
- ※ 申請者が団体の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「メールアドレス」を2名記載してください。

担 当 部 署	部署名・役職名	
	氏名	
	メールアドレス	
	部署名・役職名	
	氏名	
	メールアドレス	
	住所	
	電話番号	

### (2) 補助対象設備使用者の情報

- ※ 申請者がPPA事業者又はリース事業者の場合で、補助対象設備の使用者が異なる場合は、補助対象設備使用者の情報を記載してください。
- ※ 補助対象設備使用者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		
代 表 者	職名	
	氏名	
担 当 部 署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	

### (3) 設置場所所有者の情報

- ※ 設置場所所有者が、申請者・補助対象設備使用者とも異なる場合は、設置場所所有者の情報を記載してください。
- ※ 設置場所所有者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		
代 表 者	職名	
	氏名	
担 当 部 署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	所在地	
	電話番号	
	メールアドレス	

以上

京都市指令第 号  
年 月 日

様

京 都 市 長  
(地球温暖化対策室 075-222-4555)

### 京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金変更承認通知書

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、令和 年 月 日付けで変更承認申請のありました、京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金について、下記のとおり承認することを決定しましたので、同要綱第11条第2項の規定に基づき通知します。

#### 記

- |               |                          |         |   |
|---------------|--------------------------|---------|---|
| 1 変更後補助対象設備   | <input type="checkbox"/> | 太陽光発電設備 |   |
|               | <input type="checkbox"/> | 蓄電池     |   |
| 2 変更後補助金交付予定額 | <input type="checkbox"/> | 太陽光発電設備 | 円 |
|               | <input type="checkbox"/> | 蓄電池     | 円 |

本通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

様

京 都 市 長  
(地球温暖化対策室 075-222-4555)

### 京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金変更不承認通知書

京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、令和 年 月 日付けで変更承認申請のありました、京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金について、下記のとおり承認しないことを決定しましたので、同要綱第11条第3項の規定に基づき通知します。

#### 記

- 1 補助対象設備  太陽光発電設備  
 蓄電池
- 2 不承認とした設備  太陽光発電設備  
 蓄電池
- 3 不承認の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。この決定に不服がないときは、当初交付決定通知書に基づき、実績報告を行ってください。

本通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金廃止承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
所在地・住所 〒 -	申請者 (法人の場合)名称・代表者の職名・氏名 (個人の場合)氏名

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付要綱第11条第4項の規定により、令和 年 月 日付けで京都市指令第 号にて交付決定通知を受けた令和 年 月 日付けの交付申請内容の廃止について、下記のとおり承認申請を行います。

記

(廃止の理由)

委任状

私は、要綱第17条に規定する廃止承認申請手続の代行について、下記の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。

会社名	
担当者氏名	
所在地	
電話番号	
メールアドレス	
営業日	

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

以上



京都市指令第 号  
年 月 日

様

京 都 市 長  
(地球温暖化対策室 075-222-4555)

**京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金廃止承認通知書**

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付要綱第11条第4項の規定により、令和 年 月 日付けで廃止承認申請のありました、京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金について、廃止を承認することを決定しましたので、同要綱第11条第5項の規定に基づき通知します。

- ・ 廃止を承認した補助対象設備  太陽光発電設備  
 蓄電池

本通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

様

京 都 市 長  
(地球温暖化対策室 075-222-4555)

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付決定取消・変更通知書

年 月 日付けで京都市指令第 号にて交付を決定しました京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金について、下記のとおり交付の取消・変更をすることを決定しましたので、京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付要綱

第12条  
第16条第2項 の規定に基づき通知します。

記

- 1 取消・変更後補助対象設備  太陽光発電設備  
 蓄電池
- 2 取消・変更の理由 京都市補助金等の交付等に関する条例第 条に基づき、
- 3 取消・変更後補助金交付予定額  太陽光発電設備 円  
 蓄電池 円

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

本通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金実績報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
所在地・住所 〒 -	申請者 (法人の場合)名称・代表者の職名・氏名 (個人の場合)氏名

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、令和 年 月 日付けで京都市指令第 号にて交付決定通知を受けた補助事業の実施実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助対象設備の内容（小数点以下1位まで記入（第2位以下切捨て））

(1) 太陽光発電設備

市が求める基準量を満たす太陽電池モジュールの定格容量	kW	…①
(既存建築物の場合) 既設の太陽電池モジュールの定格容量	kW	…②
設置した太陽電池モジュールの定格容量	kW	…③

(2) 蓄電池

用途	家庭用 ・ 業務用 (※家庭用：4800Ah・セル未満、業務用：4800Ah・セル以上)
蓄電容量	kWh …④

2 設置した対象設備に掛かった費用（消費税及び地方消費税相当額除く）

太陽光発電設備	円 …⑤
蓄電池	円 …⑥

3 他補助金の受入状況（ない場合は空白）

補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けることが決定している又は受けた場合（ない場合は空白で構いません）

(1) 太陽光発電設備

	補助金等の名称 (複数ある場合は全て)	
ア	他補助金額	円 …⑦
イ	⑤－⑦	0 円 …⑧

(2) 蓄電池

	補助金等の名称 (複数ある場合は全て)	
ア	他補助金額	円 …⑨
イ	⑥－⑨	0 円 …⑩

#### 4 実績報告額（千円未満切捨て）

##### (1) 太陽光発電設備

ア	補助率：③×5万円	0	円	…⑧
イ	上乗せ：(⑤÷③) × (③+② - ①)	0	円	…⑨
ウ	申請額(④、⑧、⑨、900万円のいずれか少ない額)	0	円	…⑩

##### (2) 蓄電池

ア	補助率：⑥×1/3（千円未満切捨て）	0	円	…⑪
イ	申請額（⑦、⑪のいずれか少ない額）	0	円	…⑫

##### (3) 合計

申請額（⑩+⑫）	0	円
----------	---	---

#### 5 補助対象設備の工事着手及び完了日

工事着工日           年    月    日  
 工事完了日           年    月    日  
 支払完了日           年    月    日

#### 6 景観手続の結果

<input type="checkbox"/> 手続要	手続要の場合、手続したことが分かる書類を添付してください。 <b>【例】</b> 景観地区（美観地区・美観形成地区）、建造物修景地区の場合 認定証の写し又は行為届副本の表紙の写し など 風致地区の場合 許可通知書の写し又は許可申請書副本の表紙の写し など
<input type="checkbox"/> 手続不要	

#### 7 交付申請時から実績報告までの間に、補助金額の変更を伴わない範囲で申請内容を変更した場合は、その内容

#### 8 委任状

私は、要綱第17条に規定する実績報告手続の代行について、下記の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。

会社名	
担当者氏名	
所在地	
電話番号	
メールアドレス	
営業日	

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

以上

第 1 5 号様式別紙

設置した対象設備にかかった費用の内訳

・ 太陽光発電設備

経費の区分	費目	細分	金額 (税抜)
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
機械器具費		円	
測量及試験費		円	
設備費	設備費		円
合 計			円

・ 蓄電池

経費の区分	費目	細分	金額 (税抜)
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
機械器具費		円	
測量及試験費		円	
設備費	設備費		円
合 計			円

様

京 都 市 長  
(地球温暖化対策室 075-222-4555)

### 京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金交付額決定通知書

京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により令和 年 月 日付けで実績報告のありました京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金について、下記のとおり交付額を決定しましたので、同要綱第14条の規定に基づき通知します。

#### 記

- 1 補助対象設備  太陽光発電設備  
 蓄電池
- 2 補助金交付予定額  太陽光発電設備 円  
 蓄電池 円

#### 3 自家消費割合の報告

補助対象設備設置年度の翌々年度の7月31日までに、自家消費割合実績報告書（第20号様式）を提出してください。

#### 4 財産の管理及び処分の制限

補助対象事業により取得した財産について、管理するための台帳を備え、京都市補助金等の交付等に関する条例第31条第1項ただし書に規定する市長の定める期間、善良なる管理者の注意を持って管理し、効率的運用を図ってください。

また、補助金交付を受けて設置した設備を市長の許可なく他の目的に使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することはできません。

#### 5 補助対象設備の撤去及び処分について

補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施してください。

また、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めてください。

本通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金

交付請求書

(宛先) 京 都 市 長

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により、補助金の交付を請求します。

請求者の氏名 (補助金申請者と同一の者)	
請求者の住所	

補助金の請求額	金 円
---------	-----

	金 融 機 関 名		店 舗 名				
	指定 口座	銀 行		本 店 支 店 出 張 所			
信用金庫							
信用組合							
農 協							
	種 別	口座番号（下欄に右づめで数字を記入すること）					
	1 普通 2 当座 3 貯蓄						
	口座 名義人	フリガナ					
		漢 字					

※ 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写しを提出してください。

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金に係る財産処分承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
所在地・住所 〒 -	申請者 (法人の場合)名称・代表者の職名・氏名 (個人の場合)氏名

標記の件について、下記のとおり令和 年 月 日付けで京都市指令第 号にて交付額決定通知を受けた取得財産を処分したいので、京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付要綱第19条第2項の規定に基づき、関係書類を添え下記のとおり申請します。  
記

- 1 補助対象設備  太陽光発電設備  
 蓄電池

2 補助対象設備の設置場所

3 補助対象設備の総工事費及び補助金額

4 財産処分の内容

- (1) 財産処分の理由
- (2) 財産取得年月日
- (3) 財産取得後の経過年数
- (4) 財産処分制限期間
- (5) 処分の内容
- (6) 処分予定年月日

5 補助金返還額

6 補助金返還額の算出根拠

7 添付書類（付近見取図、平面図、処分対象機器仕様書、写真及びその他参考となる資料）

以上



様

京 都 市 長  
(地球温暖化対策室 075-222-4555)

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金に係る財産処分承認通知書

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付要綱第19条第2項の規定により、令和 年 月 日付けで申請を受けた、処分を制限された取得財産等の財産処分の承認申請について、同要綱第19条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認し、補助金返還額を通知します。

記

1 交付決定日及び番号

交付決定日 : 令和 年 月 日

交付決定番号 : 京都市指令第 号

- 2 返還対象設備  太陽光発電設備  
 蓄電池

3 返還対象設備の設置場所

4 返還対象設備の総工事費及び補助金額

5 財産処分の内容

- (1) 財産処分の理由  
(2) 財産取得後の経過年数  
(3) 財産処分制限期間  
(4) 処分の内容  
(5) 処分予定年月日

6 補助金返還額

7 補助金返還額の算出根拠

以上

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金に係る  
自家消費割合実績報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
所在地・住所 〒 -	申請者 (法人の場合)名称・代表者の職名・氏名 (個人の場合)氏名

標記の件について、令和 年 月 日付けで京都市指令第 号にて交付額決定通知を受けた補助対象設備について、京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付要綱第22条の規定に基づき、関係書類を添え自家消費割合の実績を下記のとおり報告します。

記

1 発電・自家消費期間

年 月 日から 年 月 日まで

(注) 原則として設備を設置した翌年度の4月1日から3月31日までとすること

2 発電量

kWh (小数点第2位以下切捨て)

3 自家消費量

kWh (小数点第2位以下切捨て)

4 自家消費割合 (2 (発電量) のうち 3 (自家消費量) が占める割合)

% (小数点第2位以下切捨て)

5 添付書類 (発電量が分かる書類、自家消費量が分かる書類、その他市長が必要と認める書類)

6 担当者

部署名・役職名	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

以上